

ふれあい多居夢希（のぞみ）

小規模多機能型居宅介護事業所及び介護予防小規模多機能型居宅介護事業所運営規程

（目 的）

第1条 この規程は、株式会社ふれあい広場が開設する小規模多機能型居宅介護事業所及び介護予防小規模多機能型居宅介護事業所「ふれあい多居夢^{のぞみ}希」（以下「事業所」という）が行う指定地域密着型サービスに該当する小規模多機能型居宅介護事業及び介護予防小規模多機能型居宅介護事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従事者が要介護者である高齢者等（以下「要介護者等」に対し、適正な小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護（以下「小規模多機能型居宅介護サービス」）を提供することを目的とする。

（基本方針）

第2条 要介護者が可能な限りその自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、通い、訪問、宿泊の形態で、家庭的な環境と地域住民との交流の下、必要な日常生活上の援助を行うことにより、要介護者の日々の暮らしの支援を行い、また要介護者の孤立感の解消及び心身機能の維持並びに要介護者の家族の心身及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

（運営方針）

- 第3条 当事業所において提供する小規模多機能型居宅介護サービスは、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の主旨及び内容に沿ったものとする。
- 2 利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、総合的なサービスを提供する。
 - 3 利用者一人ひとりの人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるようサービスを提供する。
 - 4 小規模多機能型居宅介護サービスの提供にあたっては、小規模多機能型居宅介護計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画（以下「介護計画」という）に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要なサービスを提供する。
 - 5 小規模多機能型居宅介護サービスの提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者または家族に対し、サービスの提供等について、理解しやすいように説明を行う。
 - 6 登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行なう等、登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供する。
 - 7 利用者の要介護状態の軽減または悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的

に行う。

- 8 提供する小規模多機能型居宅介護サービスの質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常に改善を図る。

(事業所の名称等)

第4条 事業所の名称、所在地は次のとおりとする。

- 1 「ふれあい多居夢^{のぞみ} 希」
- 2 埼玉県川越市宮元町4番地8

(従業員の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する従業員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(常勤兼務)
事業を代表し、業務の総括にあたる。
- (2) 介護支援専門員 1名
利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所利用者の介護計画作成の取りまとめ、地域の包括支援センターや訪問看護事業所等、他の関係機関との連絡・調整を行う。
- (3) 看護職員 1名
健康把握を行うことにより利用者の健康状態を的確に把握するとともに、利用者かかりつけ医等の関係医療機関との連携を行う。
- (4) 介護職員 常勤換算方法 8名以上 介護従事職員 12名以上
小規模多機能型居宅介護サービスの提供にあたり利用者の心身の状況を的確に把握し、利用者に対し適切な介助を行う。
また、宿泊に対して1名以上の夜勤を配置する。その他自宅等で暮らしている方々に対して宿直または夜勤1名以上を配置する。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 年中無休とする。
- (2) 営業時間
 - ① 通いサービス(基本時間) 9時～16時
 - ② 宿泊サービス(基本時間) 17時～翌日9時
 - ③ 訪問サービス(基本時間) 24時間※ 緊急時及び必要時においては柔軟に通い、訪問及び宿泊サービスを提供する。

(利用定員)

第7条 当事業所における登録定員は25名とする。

- (1) 1日に通いサービスを提供する定員は15名とする。
- (2) 1日に宿泊サービスを提供する定員は6名とする

(小規模多機能型居宅介護サービスの内容)

第8条 小規模多機能型居宅介護サービスの内容は次のとおりとする。

(1) 通いサービス

事業所のサービス拠点において、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供する。

① 日常生活の援助

日常生活動作能力に応じて、必要な介助を行う。

ア. 移動の介助

イ. 養護（休養）

ウ. 通院の介助等その他必要な介護

② 健康チェック

血圧測定等、利用者の全身状態の把握

③ 機能訓練

利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練及び、利用者の心身の活性化を図るための各種支援を提供する。また、外出の機会の確保その他利用者の意向を踏まえた地域社会生活の継続のための支援を行う。

ア. 日常生活動作に関する訓練

イ. レクリエーション（アクティビティ・サービス）

ウ. グループ活動

エ. 行事的活動

オ. 園芸活動

カ. 趣味活動（ドライブ、買物等含む）

キ. 地域における活動への参加

④ 食事支援

ア. 食事の準備、後片付け

イ. 食事摂取の介助

ウ. その他の必要な食事の介助

⑤ 入浴支援

ア. 入浴または清拭

イ. 衣服の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身の介助

ウ. その他必要な介助

⑥ 排泄支援

利用者の状況に応じて適切な排泄の介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行う。

⑦ 送迎支援

利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行う。

(2) 訪問サービス

利用者の自宅にお伺いし、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を提供する。

(3) 宿泊サービス

宿泊サービス事業所のサービス拠点に宿泊していただき、食事、入浴、排せつ等日常生活上の世話や機能訓練を提供する。

(4) 相談・援助等

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言、申請代行等を行う。

- ① 日常生活に関する相談、助言
- ② 認知症高齢者等を抱える家族への相談、助言
- ③ 福祉用具の利用方法の相談、助言
- ④ 住宅改修に関する情報の提供
- ⑤ 医療系サービスの利用についての相談、助言
- ⑥ 日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続き
- ⑦ 家族・地域との交流支援
- ⑧ その他必要な相談、助言

(介護計画)

第9条 小規模多機能型居宅介護サービスの提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、個別に介護計画を作成する。

- 2 介護計画の作成にあたっては、地域における活動への参加機会の提供等により、利用者の多様な活動に努める。
- 3 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護職員（以下「介護職員」という）との協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した介護計画を作成する。
- 4 介護計画の作成にあたっては、その内容については利用者またはその家族に説明し、利用者の同意を得る。
- 5 介護計画を作成した際には、当該介護計画を利用者に交付する。なお、交付した介護計画は、2年間保存する。
- 6 利用者に対し、介護計画に基づいてサービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。
- 7 介護計画の作成後においても、常に介護計画の実施状況及び利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行う。
- 8 介護計画の目標及び内容については、利用者または家族に説明を行うとともに、その実

施状況や評価についても説明を行い、記録する。

(小規模多機能型居宅介護サービスの利用料)

第10条 事業所が提供する小規模多機能型居宅介護サービスの利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額の支払いを受けるものとする。但し、次に掲げる項目については、別に利用料金を受ける

- (1) 宿泊は、1泊につき2,500円を徴収する。(生活保護:2,300円)
 - (2) 食費は、利用した食事に対して、朝食350円、昼食650円、夕食550円
おやつ150円を徴収する。
 - (3) レクリエーション・クラブ活動費 実費
 - (4) おむつ代は実費とする。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、小規模多機能型居宅介護サービスの中で提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、その利用者が負担することが適当と認められる費用につき、実費を徴収する。
- 2 前項に費用の支払いを含むサービスを提供する際には、事前に利用者またはその家族に対して必要な資料を提示し、当該サービスの内容及び費用の説明をした上で、利用者の同意を得る。また、併せて、その支払いの同意する旨の文書に署名(記入押印)を受ける。
- 3 利用料の支払いは、銀行振込等により指定期日までに受ける。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施区域は次のとおりとする。

川越市における介護保険事業計画において定められた当事業所が所在する市内。

(サービス提供記録の記載)

第12条 小規模多機能型居宅介護サービスを提供した際には、その提供日数及び内容、当該小規模多機能型居宅介護サービスについて、利用者に代わって支払いを受ける介護報酬の額、その他必要な記録を所定の書面に記載する。

(個人情報の保護)

第13条 利用者の個人情報を含む介護計画書、各種記録等については、関係法令及びガイドライン等に基づき個人情報の保護に努めるものとする。

(秘密保持)

第14条 事業所の従業員は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持を厳守す

るため、従業員でなくなった後も秘密を漏らすことがないように、就業規則に記載するとともに損害賠償などを含める内容の誓約書を提出しなければならない。

(苦情処理)

第15条 提供した小規模多機能型介護サービスに関する利用者及び家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善処置、利用者または家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じるものとする。

具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる処置の概要について明らかにし、利用申込者またはその家族にサービス内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事務所に掲示する。

- 2 提供した小規模多機能居宅介護サービスに関する利用者及び家族からの苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
- 3 苦情サービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取り組みを自ら行う。
- 4 提供した小規模多機能居宅介護サービスに関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求めまたは当該市町村の職員からの質問もしくは照会に応じる。また、利用者または家族からの苦情に関して市町村が調査に協力するとともに、市町村から指導または助言を受けた場合においては、当該指導または助言に従って必要な改善を行う。
- 5 市町村からの求めがあった場合には、改善内容を市町村に報告する。
- 6 提供した小規模多機能居宅介護サービスに係る利用者または家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第2号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導または助言を受けた場合においては、当該指導または助言に従って必要な改善を行う。
- 7 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告する。

(事故発生時の対応)

第16条 利用者に対する小規模多機能型居宅介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

- 2 事故が発生した場合は、その事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。
- 3 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じる。

(衛生管理)

第17条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水につい

て、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する。委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね六月に一回以上開催
※ するとともに、その結果について、地域密着型認知症共同生活介護従業者に周知徹底を図る。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 本事業所の従事者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（緊急時における対応方法）

第18条 職員は、サービス実施中に利用者の心身の状況に異常その他緊急事態が生じたときには、速やかに主治医に連絡などの措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

2 主治医との連絡並びに指示が得られなかった場合には、事業所が定めた協力医療機関へ連絡するとともに受診等の適切な処置を講ずる。

（非常災害対策）

第19条 小規模多機能居宅介護サービスの提供中に天災その他の災害が発生した場合、職員は利用者の非難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力医療機関との連携方法を確認し、災害時には、非難等の指揮をとる。

2 非常災害に備え、年2回以上の非難訓練を行う。

（虐待防止）

第20条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（業務継続計画の策定等）

第21条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

- 2 事業所は、従事者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする（その他運営に関する重要事項）

（運営推進会議）

第22条 小規模多機能型居宅介護サービスが地域に密着し地域に開かれたものにするために、運営会議を開催する。

- 2 運営会議の開催は、おおむね2ヶ月に1回以上とする。
- 3 運営推進会議のメンバーは、利用者、利用者家族、地域住民の代表者、川越市の担当職員もしくは事業所が所在する地域を管轄する地域包括支援センターの職員、及び小規模多機能型居宅介護サービスについての知見を有するものとする。
- 4 会議の内容は、事業所のサービス内容の報告及び利用者に対して適切なサービスが行われているかの確認、地域との意見交換・交流等とする。
- 5 運営推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。

（記録の整備）

第23条 事業所は、職員、設備、備品、及び会計に関する諸記録を整備する。

- 2 利用者に対する小規模多機能型居宅介護サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存する。

（認知症への対応力向上）

第24条 従業者の質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保する。

- 2 介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務付けることとしたものであり、認知症についての理解のもと、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から実施する。

（その他運営についての留意事項）

第25条 職員等の質の向上を図るため、次のとおりの研修機会を設ける。

- （1）採用時研修 採用後1ヶ月以内
- （2）定期的研修 随時

- 2 職員等は、その勤務中常に身分を証明する証票を携行し、利用者または家族から求められたときは、これを提示する。
- 3 サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくものとする。
- 4 小規模多機能型居宅介護サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用者申込者及びその家族に対し、運営規程の概要、従業員の勤務体制その他の利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得る。
- 5 事業所の通常の事業実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な小規模多機能型居宅介護サービスを提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の小規模多機能型居宅介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じるものとする。
- 6 事業者は、小規模多機能型居宅介護サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の期間を確かめるものとする。
- 7 事業所は、前項の被保険者証に、介護保険法第73条第2項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査委員会に配慮して、事実を提供するものとする。
- 8 小規模多機能型居宅介護サービスの提供を受けている利用者が、正当な理由なしに小規模多機能型居宅介護サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき、あるいは、偽りその他不正な行為によって介護保険を受け、または受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を関係市町村に通知するものとする。
- 9 事業所は、居宅介護支援事業所またはその従業者に対し、利用者にサービスを利用させることの代償として金品その他の財産上の利益を供与しない。
- 10 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、事業者が定めるものとする。

付則

この規程は、平成29年3月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日一部改訂

この規程は、平成30年8月1日一部改訂

この規程は、令和元年11月15日一部改訂

この規程は、令和3年8月1日一部改訂

この規程は、令和4年4月1日一部改訂

この規程は、令和6年4月1日一部改訂

この規程は、令和7年4月1日一部改訂